

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

この仕様書は、秋田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に秋田市中心卸売市場および秋田市公設地方卸売市場（以下「本市場」という。）の自家用電気工作物保安管理業務を委託するに当たり必要となる事項を定めるものである。

1 目的

本業務は、電気事業法に基づく自家用電気工作物の適切な保安管理を行い、本市場の電気設備の機能を維持することを目的とする。

2 履行場所

秋田市外旭川字待合28番地

秋田市中心卸売市場および秋田市公設地方卸売市場内

3 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 対象設備

本市場内における対象設備は、次の(1)から(3)までの3系統である。

(1) 管理棟・青果棟・水産棟および花き棟における系統

ア 受電電圧 6,600V

イ 設備容量 2,745kVA

ウ 予備発電機 125kVA（低圧）および1,000kVA（高圧）

(2) バナナ棟系統

ア 受電電圧 6,600V

イ 設備容量 320kVA

(3) 冷蔵庫棟系統

ア 受電電圧 6,600V

イ 設備容量 480kVA

5 本仕様書における関係法令等

本業務において遵守すべき法令等（以下「関係法令等」という。）とは、次のとおりとする。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）

(2) 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）

(3) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）

- (4) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- (5) 電気設備の技術基準の解釈（制定20130215商局第4号）
- (6) 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令52号）
- (7) 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（制定20210208保局第2号）
- (8) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (9) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
- (10) 電気設備の技術基準の解釈の解説（平成30年10月1日改正 産業保安グループ電力安全課）
- (11) その他本業務に関係する法令等

6 業務内容

乙は、対象設備の保安管理のため、甲が行う日常巡視等の結果を問診により確認の上、保安規程に定める定期的な巡視、点検、測定および試験（その細目は「別紙1 点検項目」に定めるとおり。）を行うこととする。

乙は、巡視、点検、測定および試験の結果が関係法令等に適合しない又は適合しないおそれがあるときは、判明した日から1月以内にとるべき措置について甲に指示又は助言することとする。

(1) 定例業務

ア 年次点検業務

乙は、「別紙1 点検項目」に定める点検を次の(ア)から(カ)までに従って実施し、その結果を書面で提出することとする。

(ア) 年次点検は、停電を伴うことから、原則として冬期の日曜日に全棟の点検を行い、点検日の正午までに復電させることとする。

なお、甲乙が協議し、甲が認めた場合は、他の日時で実施する場合がある。

(イ) 乙は、停電前に自らが主体となって、必ず関係者（点検時に甲の発注する修繕や工事がある場合は、その施工業者を含む。）全員で作業内容の共有を図るためのミーティングを行い、事故防止に努めることとする。

(ウ) 乙が、復電予定時刻までに復電できないと判断した場合は、市場内事業者への周知のため、当初の復電予定時刻の30分前までにその理由と変更後の復電予定時刻を甲に報告することとする。

(エ) 電路の開放および復旧は、甲の発注する修繕や工事がある場合においても、必ず乙が全て行うこととし、乙が各回路の開放時間と復旧時間を記録および管理することとする。

(オ) 乙は、点検時に不良箇所を発見した場合は、原則として点検当日中に末端回路まで調査を行い、原因箇所を特定すること。

なお、甲乙で協議の上、調査の一部を後日に実施する場合がある。

乙は、点検後に甲に書面で具体的な改修箇所、改修方法等の助言を行うこととする。

(カ) 乙は、継電器試験やシーケンス試験を行い、各種継電器の動作時間を適切に調整することとする。

イ 隔月点検業務

乙は、「別紙1 点検項目」に定める点検を実施し、その結果を書面で甲に報告することとする。

ウ 低圧絶縁監視装置による監視業務

乙は、低圧電路の絶縁状態を監視し、自動で通報する装置および付帯装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を設置することとし、その条件等は「別紙2 低圧絶縁監視装置の取扱いおよび警報受信時の対応について」のとおりとする。

(2) 定例外業務

ア 乙は、電気工作物の工事、維持および運用に関する国等への届出書類等を作成し、甲が行う手続に助言を行うこととする。

イ 乙は、甲から工事に係る通知を受けたときは、保安規程に定めるところにより、工事期間中の巡視および点検を行い、保安上必要な措置をとるよう甲に指示又は助言することとする。

なお、工事期間中の巡視および点検の頻度は、毎週1回以上とする。

ウ 乙は、電気工作物に関する工事が完成した場合には、保安規程に定めるところにより、竣工検査を行い、保安上必要な措置をとるよう甲に指示又は助言することとする。

エ 乙は、甲が天災による停電等で仮設の非常用予備発電装置を設置する場合には、その点検および検査を行い、甲に運転に必要な指導を行うこととする。

オ 乙は、甲から電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある旨の連絡を受けた場合には、現状を確認し、送電停止等の必要な応急措置を指示するとともに、事故原因の究明に努め、再発させないための措置を甲に指示又は助言することとする。また、乙は、必要に応じて臨時点検を行い、電気関係報告規則第3

条に定める電気事故報告書の作成および手続の指示を行うこととする。

なお、乙は、電気設備に異常が発生したときに、異常箇所の特定を行い、当該箇所のみを切り離すなど、停電範囲の最小化に努めることとする。

カ 乙は、本業務の実施に当たり必要となる国等への申請および届出に係る事務を甲に代わって行うこととする。

キ 乙は、次に例示する場所にあつては、漏れ電流測定等により点検を実施することとする。ただし、漏れ電流測定等による点検の結果、乙が必要と判断する場合は、甲は、直接目視等による点検が可能となるよう措置をとることとする。また、この場合において、甲が第三者に点検を依頼する場合は、乙に連絡することとし、乙はその記録を確認し、甲に必要な助言を行うこととする。

(ア) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器、密閉場所等

(イ) 壁の中、閉鎖された天井裏、ボルトで固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線および機器

ク 乙は、電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこととする。

(3) その他業務

次のいずれかに該当する電気工作物については、甲は巡視、点検、測定および試験を電気工事業者、機器製造業者等必要な専門の知識および技術を有する者に行わせることとする。これに関し、甲は乙に連絡することとし、乙はその記録を確認し、甲に必要な助言を行うこととする。

ア 法令等で、特定の資格を有するものが取り扱うこととされている消防用設備、昇降機と昇降路内の設備等

イ 取扱いに特殊な専門技術を要する工作機械等

ウ 稼働中の工作機械の付近の配線、機器等

エ 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所に設置された機器等

オ 情報管理、機密管理等、甲の事由で、乙が立ち入りできない室に設置された機器等

カ 発電設備のうち、発動機等の電気設備以外の設備

7 保安業務担当者

(1) 保安業務担当者の選定

ア 保安業務担当者は、乙が選定し、甲の確認を受けることとする。

イ 保安業務担当者は、主任技術者免状を有することのほか、電気事業法施行規則第52条第2項に定める自家用電気工作物に係る保安管

理業務外部委託の要件を満たす者とする。

ウ 保安業務担当者は、氏名、生年月日、連絡先、主任技術者免状の種類、番号、および実務経験を示す書類ならびに資格証の写しを甲に提出し、甲は面接等により本人確認を行うこととする。

(2) 保安業務担当者の責務

ア 保安業務担当者は、関係法令等に定めた主任技術者としての責務を果たすこととする。

イ 保安業務担当者は、電気設備の工事および維持管理に関し保安上重要と認められる場合は、甲に助言することができる。

ウ 保安業務担当者は、本業務に従事する資格を有する証を常に携行し、甲に求められた場合は、これを提示しなければならない。

8 連絡責任者等

(1) 甲は、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のため必要な事項を乙に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を定め、その氏名および連絡先を乙に通知することとする。

(2) 甲は、連絡責任者に事故あるときは、その業務を代行させる代務者を定め、直ちにその氏名および連絡先を乙に通知することとする。

(3) 甲は、連絡責任者等を変更した場合は、直ちに乙に通知することとする。

(4) 甲は、乙の行う保安管理業務に、連絡責任者等を原則として立ち会わせることとする。

9 責務

(1) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を確保するため、関係法令等に適合しない事項に関して、乙がそのとるべき措置について甲に指示又は助言したときは、甲は、速やかに必要な措置をとることとする。

(2) 甲は、保安のための施設の巡視を行い、その結果を必要に応じて、乙に連絡することとする。

(3) 甲は、電気工作物の所在地およびその周辺で、有毒ガスの発生、酸素濃度の低下等、業務の遂行に支障となる事態が発生した場合又はそのおそれが生じた場合には、乙に直ちに連絡することとする。

(4) 甲は、乙が行う点検、測定および試験の業務に関する計画の作成ならびに実施に協力することとする。

(5) 甲は、乙から保安管理業務の結果報告書の提出を受け、その実施者および点検結果を確認し、保存することとする。

10 提出書類

乙は、次の書類を適宜作成、提出することとする。

なお、提出書類の様式は、乙が作成し、甲乙で協議し、定めることとする。

(1) 毎月提出するもの

ア 業務完了報告書

イ 業務完了報告書に記載された月における低圧絶縁監視装置の発報の全履歴および応動記録

(2) 定例業務の実施前に提出するもの

乙は、初回の定例業務を行う2週間前までに次の書類を提出することとする。また、内容に変更があった場合は、次の定例業務時にその書類を提出することとする。

ア 作業者の氏名、担当作業、連絡先および有する資格の一覧

イ 資格証の写し

ウ 作業員体制図

エ 作業概要図又は作業内容がわかる書類

オ その他必要な書類

(3) 隔月点検後に提出するもの

隔月点検表

(4) 年次点検前に提出するもの

ア 作業者の氏名、担当作業、連絡先および有する資格の一覧

イ 資格証の写し

ウ 作業員体制図

エ 作業工程表

オ 作業概要図又は作業内容がわかる書類

カ その他必要な書類

(5) 年次点検後に提出するもの

年次点検表

(6) 適宜提出するもの

ア 低圧絶縁監視装置の発報原因の調査記録および甲に対する具体的な改修箇所、改修方法等の助言を記載した書類

イ その他必要な書類

11 契約の変更

次のいずれかに該当する場合は、甲乙で協議の上、必要に応じて、契約を変更することとする。

(1) 設備容量が100kVA以下となった場合

(2) 敷地外にわたる高圧電線路を設置した場合

(3) 柱上高圧変圧器を設置した場合

(4) 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用した場合

- (5) 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に、地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器および地絡遮断器のいずれも設置されていない場合
- (6) 責任分界点から主遮断装置までの間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器および主遮断器操作用変成器以外の変成器を設置した場合
- (7) 甲の電気工作物の未改修によって絶縁不良が継続するなど、低圧絶縁監視装置による監視が不能となった場合

12 費用負担

- (1) 本仕様書に記載のある業務の遂行に必要なとなる人件費、機材、消耗品等に係る費用は、乙の負担とする。
- (2) 設備の老朽化による機器等の更新に係る費用は、甲の負担とする。
- (3) 乙の故意又は過失により発生した損害に係る費用は、乙の負担とする。
- (4) 天災又は乙の責に帰することのできない事由により発生した損害に係る費用は、甲の負担とする。
- (5) 低圧絶縁監視装置に係る費用のうち、電気料金は、甲の負担とし、設置費、通信費、維持費、撤去費等の電気料金以外の費用は、乙の負担とする。